

独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務運営委員会運営規程の改正（案） 新旧対照表

改 正 （案）	現 行
第 1 条～第 9 条 （略） （庶務） 第 10 条 運営委員会の庶務は、 <u>林業調整室林業業務推進課</u> において処理する。 第 11 条 （略）	第 1 条～第 9 条 （略） （庶務） 第 10 条 運営委員会の庶務は、 <u>林業管理室</u> において処理する。 第 11 条 （略）

附 則

この規程は、令和元年 9 月 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。